

津藩史稿 第十一卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇一三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

目次

第七節 津城下市街の経営

第八節 国力興復経営

第九節 寛文の大火

第十節 天朝崇敬

第十一節 退隱及分封

第十二節 晩年

第十三節 薨去

第十四節 逸事

第十五節 遺訓

附録

高次年譜

第七節 津城下市街の経営

寛永九年高次津府城南の八幡祠を建つ。伝へ云ふ、建武年中足利將軍宿願に依り男山八幡宮の分霊を垂水村の千歳山に勧請す。即ち一国一社の八幡宮なり。然るに年を経るに従ひ荒廢して全く旧觀を失ひ、微々たる小祠を存するのみなりしに、高次世子たりし時、一日放鷹の途次、雨を此の社殿に避け、これより此社を崇敬して毎年一次必ず参拝したりしが、寛永九年正月に至り、遂にこれを藤方村の結城ノ森に移して社殿を新築し、家祖高虎

の霊をも併祀せりと云ふ。玉置無端甚三郎の記する所に拠れば、八幡社は砂壤の松林中に在りて一小社なりしを、高次逍遙の序に來り拝し、折節胸中に抱き居たる願望三件の皆成就せしより、祝意を表せんが為にとて、善義を尽くせる社殿を造りて寄進せりとあり。此説に従へば其の位置は移動せしにあらずして、旧時より現在の地点に在りしと解せらる。此説の外にも尚異説ありて孰れか真なるを知り難きも、一般には千歳山より移転せしとの説を信ぜり。高次は社殿改築の後、昌泉院を別当に、宮崎丹後を神主に任じ、祢宜、巫女等十余人

を置きて奉仕せしめ、寛永十二年八月十五日
を期し津府各町をして之が祭礼を行はしめ、
之を例として毎年祭典を執行することゝし、
為に銀子拾貫目を社に寄附し、これを津町三
十一町に貸付して、其の一割の利子金を以て
祭資に充当するの法を定めしめたり。

借用申銀子之事

合拾貫目也

右者勢州阿濃郡八幡宮御宝前之銀子也毎
歳一割利息壹貫目指上以其銀子毎年八月
十五日之御祭礼津町中として不可有断絶
候此銀子借用仕者之内断失候共其町中と

して可令弁済候若此銀子致疎略候か又は
御祭礼於遅々懈怠八幡大菩薩蒙御罰今生
にては成白癩黒癩於来世者沈無間奈落綿
々不可有浮期者也仍為末代証如件

寛永十一年乙亥十一月十七日

分部町 四三右衛門

外三十ヶ町七十名連判

八幡御別当

昌泉院御坊

神主殿

後ち寛永廿一年 高次は一志郡垂水 藤瀉両
村中の地三百石を八幡宮に寄付して神領と為

せり。之より先き高次の八幡社を移転せしむるや、これに奉仕せしむる為に八幡町を設置し、地子免許の特典を与へて之を保護せり。

今度八幡新町申付之処早々家を立候就者
永代諸公事免許畢置目法度之儀奉行共二
申付候条可相守其意者也

寛永九年九月十一日

高次判

八幡新町中

八幡町残存古文書に拠るに、寛永六年の頃には八幡町の地に居住せしものは僅に三戸なりしが、九年の初に至りては六十四戸に上り、

同年九月八幡神社遷宮の際には更に増して八十三戸となりたりと云ふ。之に対して宅地租を免除したるも、農耕地の之に附属するなくして町民営産の便宜乏しかりしかば、高次は特に山田古市の娼婦を招きて酒戸、茶店に侍せしむることを許し、又毎月六次開市して米穀、綿布、絹、茶、酒、酢等の諸品を売買せしめ、且八幡社祭典の当日馬市を開き、演戯を興行する等の特典を与へしも、是等の施設は皆効果を齎さずして、町民の生計窮乏し、戸口漸減の兆を示せしかば、高次は奉行百々太郎兵衛に命じて、煙草座設定の計画を立て

しめ、伊勢領内雲出川以北、江戸橋以南、片田村以東の地域内に於ての煙草専売権を八幡町に特許し、他町村居住の煙草営業者を尽く八幡町に移住せしめたり。八幡町民は茲に始めて有利の産業を得て其の生活は安定し、これより町勢漸次に発展するに至れり。こは後ち元禄時代に至りて再び申令する所ありて、八幡町の特権は一層鞏固を加へ、廃藩の際まで確実に之を維持して町の命脈を持続したりき。高次は又襲封の初に津府の東、寺町に昌泉院を創立せり。院は山号を潮日山、寺名を願王寺といふ。後に高虎の廟号によりて寒松

院と改称して累代の菩提所と為し、藤堂高刑の弟僧清賢を司寺と為し、百石を給して香火料とす。又利昌院極楽寺を建設して、其の主僧をして昌泉院廟祀の事を幹せしめ、之を院代と称し、寺傍に附属民家を建設せしめて之を極楽町と称せしむ。一説に云く、昌泉院は高虎之を創立し、高次に至りて高虎の廟を設け、因りて寒松院と改称せりと。二説孰れか信実なるを知らず。高次又寛永九年に於て塔世川北の比佐豆治神社内に、山城国愛宕神社の分霊を勧請して愛宕大権現と称し、津城北方の鎮守と定め、別当修験蓮花院をして之に

奉仕せしめ、在藩の時は必ず歳首に参詣するを例と為せり。

高次は以上の如く神社仏閣を建設して城下市街の美観を形成すると共に、寛永十二年に在りて岩田架橋の土橋なりしを板橋に改め、治ユ辻但馬吉種、辻越後重種に命じて铸造せしめたる唐銅擬宝珠を欄干に附せしめ、以て城下市街の威厳を示せり。当時江州瀬田の唐橋の外、近畿諸国に擬宝珠を附せる板橋なく、伊勢参宮街道唯一の壯観として、諸人の目を驚かせし所なりき。高次は更に部田より八幡町に至るまで、延長約一里に亘りて民家を接

続せしめ、城下市街の盛観を造成せんが為に、宿米と称する補助を給与して家屋の新設若は改造を奨励せしが、寛文初年の頃には其の効果既に顕れて、江戸橋より八幡町に至るまで、大抵民家の連続を見るに至れり。左の文書以て之を証すべし。

御領分大路筋の宿々へは家居の為に先年より宿米と申御米被下候 其米を以て家居好く仕る者に下行せしめ候故宿並家居目に立ち見苦しき事も無之候 十ヶ年巳来に大部田の橋より塔世川端まで家立ちつゞけ 南は岩田より八幡まで それよ

り垂水の方へ家立つゞき申候 是を以て
て常御憐愍深く御座候故に民家次第に繁
昌仕候 此度御国廻り衆御座候とても心
にかゝり候儀無御座候事

(寛文七年伊勢奉行言上)

第八節 国力復興経営

高次時代には民政当局に其の人ありて、鋭意画策し、前記の如く灌漑、開拓による耕地の増大を図ると共に、他の一面には累年の災害による農民の負債を消除せしめて、民力を充実せんことを図り、左の如き方案を立てて高次の許可を求めたり。

津方御領下免相復本大積り目録

近年百姓共借米過分に有之候て自然と草臥候故物成も自然と下り申候村行き立ち本に復す仕方如左

高五百石の村三ツ八分成と仕り

此村に田畑質入にして元米四百俵借り

有之 此利息三割毎年百二十俵つゝ或

は四割にして百六十俵つゝ出す

今度存付候て其の仕方右借米に御米を借

し替て田畑を取返し其主々に作らせ御米

は五年の間に元にて取り返り申す積り

酉年八十俵返上

戌年八十俵返上 外免相二歩上
此米二十六俵一斗御蔵入

亥年八十俵返上 免相同断

子年八十俵返上 免相又一步上ル以上を分上り
此米を十九俵一斗五升御蔵入

丑年八十俵返上 免相同断

如此仕候時は三ツ八分の村五年の間に三分取上四ツ一分になる

右拝借の元米四百俵は毎年八十俵ツ、返上五年の間に本分にて返上いたさせ候へば百姓質入の借米根切仕外に五年の間は物成にて取上る米高百二十一俵八其年々御蔵入是則利分也此以後次第に無限御益と相考候趣如件

寛文八年七月十二日

こは當時に於ける普通貸借の利率に比しては著しく低利なれば 債務者は喜びて借替を乞ひしなるべしと雖も、其の成果の如何なりし

かは、之を徴すべき文献存せず。津城の当局は又財政の根本的興復を図るべく、更に左の如く貢租収納額の四十分一を貯蓄する方法を立案して、高次に献策し允可を求めたり。

御物成の内にて御用金御貯御国より

言上案

一 御借金次第に重り候様に承及候御国にも御遣金さて余計無之殊に当年払方例年の格を以て考候に不足相見候間近日借金可致と存候事

一 不図公儀御普請御上洛其外急用の時侍中並御弓鉄砲の輩に至る迄拝借金心に

懸り候共調兼可申哉尤急用の節侍中自分として借金調申間敷事

一さして事の障りにならずして御用金十ヶ年の内には自然と貯可申と心付申候御蔵入納米の内京枳四十石に付一石つゝ除米致候は、拾ヶ年の間には過分の金子貯見可申と存候事 其の大積り目録別紙に書付申候事

右之趣各様にも御同心に於而は以御序御聞に達せられ可被下候当暮沙汰せしむべく候以上

寛文八年 月

奉行共
仁右エ門

三老御納戸衆

御除米大積り目録

一高拾万四千百七十七石六斗一升八合

此物成四万九十三石七斗一升五合

自戊戌至丁未十ヶ年ノ免帳究平々

三ツ八分四厘八毛四払に当る

内二千四十石六斗七升七合は

右物成の御米込目払也

一米六千八百三十七石三斗五升一合

是は新田并四分懸りに物成米にて納る分

都合四万八千九百七十三石七斗四升三合

右米四十石二付一石ツ、御除米二仕

此米千二百二十四石三斗四升四合宛

毎年除米也

内

半分六百十二石一斗七升二合也

此米其年当分ニ売払代金箱ニ入

金高五百十兩程 但相場十兩三十俵の積り

右の金子利息一割三分にして年々加へ借付直

段右ニ同し

又四ヶ一三百六石八斗六合也

是ハ正米にて借付利息法同上

右三口申暮より除米午の暮に至る迄凡十ヶ年の

貯如左

一年々売米代金五千六百十兩

一同 借付の元利金五千五百六十四両

一同 米借し元利米九千八百四十石六斗八升六合

俵ニメ二万四千六百一俵二斗八升六合

此代金八千二百両余 但米相場三十俵積り

右三口メ小判一万九千三百七十四両

右八十ヶ年の間貯金大積也

仁右衛門

新左エ門

安左エ門

此の貯蓄方案は当時実現せしなるべしと雖、
持続經理の状況を見るべきの文献なし。され
ど当時津府には米村安左衛門、三浦新左衛門

等あり。伊賀及城和には加納藤左衛門、中小

— ある事をするのに適した機会。

路五郎右衛門、西島八兵衛等の能吏ありて、

鋭意興復を図り、施設の機宜—に適應して、能く時艱を濟ひ、藩の財政をして大破綻に至らしめさりしことは疑を要せざる事実なり。

第九節 寛文の大火

高次の在世中は既記の如く屢次水旱災の打撃を受けしが、同時に火災も亦頻繁なりき。

江戸邸の罹災を列举すれば、寛永九年十二月竜口邸焼失し、慶安四年再び類焼して一部灰燼となり、明暦三年正月三たび焼失せしかば、其の土地を幕府に返上し、代地として御茶ノ水の地を賜ふ。万治元年正月御茶ノ水の邸焼失し、二月に中屋敷半焼す。次ぎて御茶ノ水邸地を返上して代地として賜はりしは即ち染井の地なり。次ぎに領内の火災に付て言へば

寛永十七年二月伊賀国上柘植に失火あり。

明暦元年八月伊勢東阪部村に怪火ありて連日
数十戸を焼失す。万治二年伊賀上阿波村に大
火あり、同三年十一月伊賀国阿保の市街失火、
全焼百二十六戸に達し、翌月同国佐那具駅の
民家五十八戸灰燼となる。降りて寛文二年四
月大和の領内桜井村大火にして二百三十戸を
焼失せり。是等領民の火災毎に藩は竹木を給
与し、廩米を貸付して之を救済し、且附近郷
村をして互助の任を尽くさしめしことは、左
の一例によりて類推せらる。

伊賀国上阿波村火事の時分合力之覚

一材木の分石川村友生村山ほこの舎二而

被遣右材木きり運ひ候人足伊賀国中より合

一竹在々の近所にて被遣

一右の竹きりはこび申候人足国中より合力

一葺きかやは阿波近き山にて国中の人足かり阿波へつけ合力仕候

一大工手間賃飯米戸立具敷物以下家ぬし仕候

一家立候手伝は阿波の百姓の分竹木万持ち運び候人足をさしのそき置手伝に遣し候故是も国中より合力と同前にて候

一牛馬かつゑ候と申候二付大豆少つゝか

し候 但はつかの事にて候

一家作り候時の飯米訴訟申候二付惣中へ

米二三俵かし候

一人足八千九十六人 伊賀國中より上
阿波村へ合力

内 二千八百四人 石川山友生より出
材木千百本の歩数

三千七十五人 ほこの谷山より伐
採はこび候歩数

三千人 竹持組一人ニ一束宛

千四十二人 ふきかや一人ニ付一日
八束つゝ加り持人足

八百七十五人 繩一人一日に一束
役但一人に四束持

右は伊賀國中より上阿波火事二付合力仕

候帳尻のうっし

一材木の分は石川山友生山ほこの谷山に
て被下候

四百八十四本 松角

四百八十三本 同丸木

三十七本 同丸木

百六本 さし物

八千九百三十本 大仏山ほこの谷山
見立木小道具とも

七十一荷 新林なる

一竹三百本 在々のやぶにて下さる

一八千三百四十束 かや

一七百束 縄

ㄨ

(西島筆記万大扣)

扱津府は万治三年十月、作事奉行役所の焼
失せし外 著しき火災なかりしが、寛文二年
十二月十六日空前絶後ともいふべき大火災を
起せり。此夜丑上刻、丸之内内堀弥五左衛門
邸の表長屋一説に云ふ、下女部屋より出火し折節主人弥五左衛門
門在府、留守の家来岡権兵衛其の下女を斬殺すとよ
り発火し、折節強烈なる西風吹走して、隣家
藤堂兵左衛門の邸に延焼し、忽ちに藤堂四郎
左衛門の邸を襲ひ、火は飛びて津城天守閣及
諸楼櫓を焼き、西丸の一廓を除く外 城内諸
建築物及下馬先の林斎倉三棟を全焼し、それ
より内堀の東なる横浜内記、藤堂出雲の邸を
灰燼に帰せしめ、更に外堀を越えて地頭領、

中之番の両市街に燃え移り、遂に城下市街の
大火となりて、其の大半を一掃せり。其の詳
況は左の文書之を説明す。

一寛文二寅年連判御そばへの控

極月十七日未刻言上

今朝寅刻言上致させ候昨夜丑の上刻内堀
弥五左衛門屋敷より火を出し折節西風甚
強く其儘本屋に移り兵左エ門屋敷四郎右
衛門屋敷全焼申候風強く吹申候故其儘御
天守并御舞台に火飛びうつり西の御丸ば
かり残り其外は御城中全焼申候
一多門に火うつりそれより横浜内記家藤

堂出雲残らす焼申候 和泉守様御出なさ
れ御下知を加へさせられ候故右の外侍屋
に火うつり不申御丸之内火定り申候事

一御丸之内下馬の前に林斎蔵と申す御米
倉三ツ四郎左衛門家より火移り焼申候代
官共精を出し近き所の百姓共馳付御米過
半取出し申候少しは焼申候焼米の数は追
而可致言上候事

一右之外所々御米倉いつれも無事に御座
候事

一御矢倉多門に有之御道具共風強く火急
にして取出し申事不罷成漸取出し申候分

御茶壺不残 金銀不残 御弓百張 御

鉄砲百余挺 錢四五十貫

此分御城中御倉多門に有之物の内取出し申候此外は焼失致候也やけ申したる
目録追而穿鑿を遂げ言上可致候

一式部蔵構の内に御座候新らしき御蔵の
御武具は尤相違御座なく候事

一町方は中之番と地頭領の間へ火移り南
は分部町の境迄北は観音堂の辻かどやよ
り西の方へ両側共に四五軒宛にて今朝辰
刻火定り申候事

一東へは舟入の堀川西は惣構の御堀切北

は堀止迄南は山之世古の北側まで此間の
家不残焼申候家数は追而言上可致事

一浜に有之材木に火付焼申候其火舟に移
り猟船荷船など少々焼申候事

一築地町分部町いよ町東町西町京口通立
町塔世町同万町八丁右之分は無事に相残
申候事

一付火にて候や手あやまちにて火を出し
申候や穿鑿致候へば手あやまちの由藤堂
太郎左衛門小川又左衛門書付出し申候則
各迄進申候事

右之通可被達御聞候猶追々可致言上候恐

惶謹言

十二月十七日

三浦少助

米村安左エ門

藤堂仁右衛門

藤堂監物殿

藤堂兵左エ門殿

井関彦兵エ殿

内堀弥五左エ門殿

追而寺町は焼け不申候新光寺と申す寺の
裏にこけらぶきの家有之是に飛火いたし
申候寺町も焼け候杯と可申歟と如件候

(深井氏 旧事拔萃)

こは第一回の報告書なり。馳卒健脚、三日に海道百里を馳せて江戸邸に急報すれば、高次平然として驚かず、吏僚を戒めて曰く是れ人世の常事なり。再等人に対して惶惑の色を示すこと勿れ。若し藩士の邸宅皆焼けて城独り存したらんには、我れ誰と与にか守らん。今幸に然らずして諸士の宅一二の外恙なしと聞く。我が意乃ち安しと因りて手書もて在藩の世子高久に告ぐるこ左の如し

寛文二年津御城御焼失の時従少将様御書

写

其之城焼候由かやうの儀は定り事に候へ

はよく候

一城は焼不申共家中の者共不残焼候て武
具馬具共に焼候は、自然の事候共急に
出申事成間敷候左様候へは御奉公欠け
候に家中の者共家焼不申ケ様の満足候
はず候左様に候へば此文家中之者共に
一人一人に可申聞候也

十二月廿日 大学

和泉

尚苦に不仕候間左様心得可申候

次ぎて藩より被害調査報告書を提出す。即次の如し。

十二月十九日言上之写

一爰許火事の様子十六日夜半飛脚十七日
飛脚両度言上候

一御城中焼灰取のけ申儀御普請奉行申談
し由断不仕国中百姓共へ申付焼灰焼土
取らせ候昨暁伊賀より役人罷越候追付
惣かこひ可仕と申談候事

一石田小左衛門村瀬弥右衛門預り式部蔵
構之内に有之新倉に入置候御武具は尤
此度少しも相違無御座候御印帳之写仕
帳之下に付札をいたし申分新御蔵の道
具にて御座候事

- 一 右両人預り御城中に有之御道具の内焼
うせ候分は帳の上に付札仕候取出候分
は別紙に右両人目録仕上申候事
- 一 南多門に置申候古き御道具は皆々焼申
候間則其御印帳小右衛門弥右衛門方よ
り只今上申候事
- 一 御鉄砲千六百六十挺の内二百七十八挺
取出し其外焼申候玉薬は先年被仰付丸
之外へ出し置申候故無事に御座候事
- 一 竹火繩は皆々焼申候事
- 一 もめ火繩の分は新御蔵に入置候故に残
り申候事

一米村理右衛門預り石火矢六十六挺不殘

燒申候事

御持筒は取出し申候理右衛門目錄上

申候事

一先書に申上候林齋藏三ツに有米三千四百俵此内取出候米夜明安右衛門少助手代共代官衆と立合別藏へ運び入させ申候当分かぞへ申候如千八百余俵ほど運入相符を付置申候殘而千六百俵ほど燒申候此内四百俵は燒米にて取出し御藏の軒に積申候へども御用に可立ものを見之不申候事

一町方焼家の数町付改別紙に書上申候事

一夜中と申大風火事急々に候へ共人馬共

一人も一疋も損不申候事

一京口中島口伊賀口三ヶ所の御門番所き

びしく念を入れ出入の人穿鑿せしめ候

尤御城中へは掃除の者の外堅く入れ不

申候様念入申付候事

一町方蔵拾軒相残り其外の蔵は焦火入時

分柄にて候へば或は作り置候酒或は米

を入置或は商売の物数多焼申候浜手は

其上に材木薪或は舟等迄少々焼申候

一夜半の火事殊に風強く吹申候故大形は

着之儘にて出申者かちに聞申候間急々
には小屋掛をも過半仕兼可申と存候事
尚追々可申上候右之通可被達御聞候恐
惶謹言

十二月十九日

三人連名

四人宛

追而申連候

一御城の焼跡かこひ縄竹材木等過分に入
可申候間尤有物にては調申間敷候然ハ
何を以て御下取被成小屋掛をも仕らせ
可申心当無之候往還筋見ぐるしく候て
は不可然事候へとも可仕様も無之候件

如御相談被成御聞にも可被達候哉

一 今度の火事御鉄砲の薬蔵其まゝ有之候
は、過分の御失墜と申同様の不思議出
来可申候も難計候薬蔵外へ出し申候事
冥加に叶ひ候と人々申候事

一 焼灰焼土片付候事も人なく候間國中百
姓共千六七百人宛毎日つかひ申候故彼
是御推量可被成共尚追而可申談候以上

覚

一四	家	分部町	一四十二家	地頭領町
一二十六家	宿屋町	一二十九家	中ノ番町	
一四十一家	大門町	一五十二家	蔵町	

一二十二家 あまが淵 一三十八間 新中町

一十六間 堀川町 一十二間 沢ノ上

一百七十八間 浜魚町 一三十三間 南ノ世古

一二十五間 大せこ 一十九間 山ノ世古

×五百三十八間

外二百間程はうらやしき

右津町にてやけ候分

丑十二月十八日 わたや又五郎

御奉行様

災害の程度、状況は右にて詳明なり。世子高久命じて藩費を以て街道筋五百余戸の板囲を為さしめ、罹災窮民に米千俵を貸して之を救

濟せしむ。

十一月廿一日言上の写

以飛脚令啓上候其後当地於替儀無之和泉
守様弥御機嫌能被成御座候

一町方焼跡自力にかこひ見苦しく諸国の
者見申処不可然候二付相談せし処往還
節両側にて五百軒余の分板かこひ此方
より申付候事

一火事に遭ひ候町人共当分かつ之申様に
候端々訴訟申候見申処も余儀なく存候
故相談せしめ当分飯米先千俵借し申候
事

一 焼跡三ヶ二わらやに小屋を懸申候三ヶ
一 は今に小屋かけも不仕相見へ不申候
一 火用心夜廻り所々御番所無油断申付候
へとも鉄砲の者も御小人も無之難渋に
存候せめて三四十人にても人を御のぼ
せ被成候へば夜廻り御当所へも加へ申
度存候焼跡皆わらやにて一入気遣ひ此
事にて御座候

右之通御序之刻可被達御聞候恐惶謹言

十二月廿一日

少介

安右衛門

仁右衛門

四人宛

此時藩帑^一空乏にして三都の富豪より借入れたる債額のみにてても三千五百余貫に達し、領内よりの借賃を合すれば鉅万の額に上り、加ふる此の火災を以てして、再造の術殆ど手を下すべき所なかりしかば、高次は藤堂仁右衛門、加納藤左衛門、三浦少助、吉武次郎右衛門等を江戸に召し、藤堂監物、藤堂兵左衛門、井関彦兵衛等と面議商量し、財源を捻出して復興方案を立定せしめたり。三月正月廿八日仁右衛門等江戸より帰藩し、城下市街の復興を促さんが為め罹災者に銀千枚を給与して家屋

一 「ど」と読む。金銀をいれておくところ。かねぐら。

の建築を助成せしむ。

二月十一日言上

一旧冬火事にあひ申候町人銀千枚被下候
旨申渡候

追而申候当御城に在之候太鼓撞鐘も旧
冬の火事に焼け申候時の◇不明◇◇の物に
て風により町方へも聞え申候……

安左衛門

仁右衛門

四人宛

三年二月十七日 津城再築の幕許を得て工を
起す。津、上野の藩士は三年間家禄の六分一

を献納し、藤堂宮内高吉は人夫百人を出して
助工す。伊勢 伊賀及城和の領民も亦各其の
分に応じて修造の役を助けんと請ひ、津市民
の幸にして災害を免れし者より銀三十貫を、
豊原村大庄屋奥田清十郎以下無足人、庄屋等
も各金若干を献じて工を助けんと請ひ、津領
郷村民中には自ら進んで夫役に就かんと請ふ
者あり。

今度津城火事に付家中より合力仕候旨い
さる聞届候別而満足申事に候近頃面目な
く候何も礼の為如此候也

二月十八日 大学判

江戸いせいか家中の者共

一寛文三卯年連判御そばへ言上

一津町人火事にのがれ候町々の者共御城
火災乍恐大切之儀に奉存候依之わづか
の儀に候へ共銀子三十貫目差上度由

一豊原村大庄屋清十郎小判五十両同村無
足人五左衛門三十匁並清十郎組下三ヶ
村の庄屋三人同七十匁合小判百五十匁
乍恐今度御普請の御用に指上度由

一津付御領分総百姓中も右同様御普請の
間縄すき并人足等御用次第に相立申度
由

右二月十一日言上 (旧事拔萃)

一 城壁の上にめぐらした低い垣。

これに対して高次は其の志を賞して其の金を受けず。手書して藩吏に示して『伊勢町人庄屋共上申候金は取申間敷候左様に心得可申候奇特なる事に候』といひて之を斥けたり。

既にして楼櫓堞壁一の復旧工事始まる。唯天守閣のみは再造の例なければ、此時焼失したるまゝに復た築かず。聊も津城天守閣の創建年月に付ては、諸説紛々として一定せず。北畠物語には神戸信孝が神戸城の天守を造りしと同時に、織田信包津城天守を築けりと記し、五鈴遺響は之によりて其の時期を永禄十二年

と推定せり。伊勢軍記には『其頃上野介信包
於津城同建殿主』と記せるが、前後の文章に
より『其頃』とは天正五年と解せらる。長野
録には『天正八年建五層天守高楼』と明記し、
勢陽雜記には天正十八年建設の如くに記せる
も、干支を庚辰と註せるを見れば、天正八年
の誤りなるべし。斯く諸説あるも、織田信長
が安土城に天守楼を起せしを其の嚆矢なりと
すれば、永禄十二年などとは全然誤りにして、
天正八年説こそ当を得たるものと為さざるべ
からず。扱信包の起したる津城天守が五層楼
なりしことは、前記長野録にて明なるも、其

の内部の模様、勸請明神、及び諸設備の如何

— 火災などですべてなくなること。

なりしかは知るべくもあらず 其の構造は複
合式天守にして、土台の内に穴倉を設けたる
ことは、残存天守台を一見して知るべきも、
其他に付ては記録の徴すべきもの絶無なり。

台の外石垣高三丈、法一丈四尺、西側犬走四
間、南側犬走三間四尺、規模固より大ならず
と雖も、信包が津城改築の当時に在りては、
挺然聳立せる偉觀の堂々たる威嚴を示して領
主權を發揮するに十分なりならん。寛文の大
火に烏有に歸したる後は、徒らに台のみを存
して牙城の盛觀を減ぜしが、さりとても雄藩

の威風は是等の建築物の有無如何を問ふを要せざりしこと勿論なり。

本丸の櫓は丑寅三重櫓、戌亥櫓、伊賀櫓、太鼓櫓、月見櫓の三個にして、多門の延長は二百二十五間四尺五寸、東西鐵門二個所等総て旧形の如くに築造す。其の工事が如何に施行せられ、幾千の人夫と年月とを費したるか。旧記の存するものなければ知るべくもあらず。但し内部の館舎が再築せられたるは、災後第九年、寛文十年の事実にして、其の起工は前年六月なりしことは、左の記録明に之を徴すべし。

一 寛文九年六月廿日

御城地形鋏始 御城中御造作に付両国

御家中の人役三分也

一同二十三日 御城中并堀初 棟梁肝煎

割ル

玄関 棟梁又左工門
肝煎次郎左工門

広間 源六
作右工門

書院 三郎兵衛
久太夫

御居間 七郎右工門
藤右工門

奥方 七兵衛
勘七

台所 平三郎
彦三郎

長屋 孫太夫
藤助

木渡し 孫右衛門

惣棟梁 小田源三郎 増川六兵衛

一同二十六日 新始

一同年七月六日 大工小屋入

一 まさかり。また、ちような・かんなの類。

一 同年八月廿六日 柱建

一 同年九月十四日 地鎮

一 同二十日 御城建物棟上ゲ

一 同年十一月廿八日 為御用張付細工小

森正悦江戸より上着

一 同年十二月七日 八ツ時より御城時の

鐘を改め太鼓を打つ 太鼓損じる故八

日八ツ時より又鐘鳴る

一 同十八日 年末日迫る故御城内の御造

営年内の仕廻伊賀御鉄砲の者大役百三

十五人二分今朝伊賀へ帰る。伊勢御鉄

砲の者七十七人六歩大役百十九人二分

五厘引ケ人十八人五分都合伊勢分百九
十六人八分五厘今晚より休 伊賀伊勢
一日の出人三百三十二人五厘但し御家
中人役は三分也

一同二十一日 御城内為仕用絵師狩野清
真奥信江戸より上着年内下絵少し書き
翌正月五日より細工仕る

一寛文十年戌正月十一日 大工始作事部
屋ニて取行十二日大工小屋入

一同二十七日 御城中時の鐘止 今昼九
より太鼓を打

一同年六月朔 御家督并御城御新宅へ御

移徙の爲め御祝儀侍中麻上下着年始御
礼の如し

一同三日 御城内御作事勤るに付被下時
服二、吉武次郎右衛門 小森少右衛門
柳田猪之助 佐久間九左衛門、吉田
十左衛門 七里勘十郎、御帷子二吉武
小右衛門 小森七左衛門 二十石四人
ふち棟梁増川六兵衛 時服二同小田源
三郎 同加藤又左衛門 同小森七郎右
衛門 同加藤三郎兵衛

(普請奉行吉武日記)

即ち起工より十一ヶ月を閲して館舎成工せし

なり。罹災より茲に至る迄満七年半の歳月を
閲して津城始めて復興完成を告げたり。

第十節 天朝崇敬

高次は先代の遺旨に則りて厚く天朝を崇敬し、最も深く歳時の儀礼に慎めり。一史乗に散見する所に抛りて之を記すれば、寛永十一年七月高次四位に叙し侍従に任ぜられ、天皇

上皇より各宝刀大文字助宗
青江次家を賜ふ。高次大に喜

び、藩に帰りて諸士に賜品を縦観せしめたり。

二十年十一月後光明天皇即位せらるゝに当りて、高次使を遣して入京拝賀せしむ。承応三年九月天皇不二予と承り、横浜内記を遣はして天機三を奉伺せしめ、次ぎて崩御あらせられし

一 歴史の書物。

二 天皇や貴人の病気。

三 天皇の機嫌。

かば、沢田平太夫を遣はして賻儀一を上らしめ

一 死者をとむらって、喪主に贈るもの。香典。

たり。十二月世子高久四位に叙し、和泉守を授けられしかば 高次は横浜内記を遣はして入京して恩を拝せしむ。明暦元年後西院天皇即位せられしかば、藤堂采女をして拝賀せしむ。寛文元年正月上元に二条公の第火を失し、禁裡、仙洞、新院、女院皆延焼せしかば 沢田平太夫を遣はして天機を奉伺せしめたり。同三年四月靈元天皇即位せられしかば 沢田采女を遣はして賀辞を上らしめ、十月仙洞及女院に儀物を献じて新宮移徙を賀し奉らしむ。六年十二月高次左近衛権少将に任ぜられ、沢

田平太夫をして入朝して恩を謝せしむ。此外臘儀進献の事は毎年の定例として使を上りしも、江戸邸の火災に記録焼失して、寛永時代の事蹟は全く徴証を存せず。正保以降と雖も尚往々載を失するものなきにあらず、而も毎年進献して未だ曾て怠らざりしことは疑を要せず。

承応三年十二月後水尾院の第二皇女梅宮我が封疆なる和州八島村に卜居し給ふ。梅宮は鷹司家に降嫁あらせられしが、夫君が心疾の爲め離婚せられ、やがて落飾ありて洛東修覚寺に入り修業せられ、遍照寺官と称せらる。

此宮大和往来の途次封境を過ぎて八島村の風景を愛せられ、一字を此村に結んで幽棲したしとて、奈良一乗院主を介して我が古市奉行西島八兵衛に希望を伝へしめ、山麓数畝の地を供獻せんことを懇囑せらる。八兵衛直ちに使を馳せて之を江戸邸に報ぜしに、高次之を見て、予上皇の眷顧一を蒙ること遙に同列に過ぎたり。尼宮の令旨何ぞ喜んで奉承せざらん。速に一字を建立して宮を迎へ奉るべしと令せしかば、八兵衛自ら工を督して之を建築し、竣成を待ちて宮を迎へ奉る。此時正に承応三年十二月なり。後ち又隣村山村に伽藍を建て

一 「けんこん」と読む。目をかける。ひいきにする。

て宮を奉じ、これより円照寺宮と称し奉れり。
万治元年正月、高次仙洞御所より院宣并に古
筆歌箋、尚方名香等を賜はる。此月台徳院二
十七年忌辰に、院使園池中納言江戸に下りて
青松寺に館し、密に書を高次に寄せて報する
所あり、二十三日高次往訪すれば、中納言院
旨を伝へて曰く、卿連年貢聘を絶たず心を皇
室に繋ぐ。叡感^一浅からず、因りて古筆歌箋及
尚方名香を賜ふ。此物若し意に適せば宜しく
中納言に就きて之を求むべしと。賜ふ所の短
冊百五十葉、後花園院以来七帝の震筆^二各一葉、
其の余二百年より三四十年前に至る名卿の書

一 天子が感心する。天子のおほめ。
二 「宸筆」のことか。天子の自筆。

する所なり。高次沢田定次を遣し上京して之を謝し奉らしむ。定次仙洞御所に至り、太刀目録、鶴及酒を献ず。旨ありて御苑拝観を許さる。次日定次園池中納言の第に赴きて恩を謝すれば、中納言引見して院旨を伝へて曰く。

一 天子のみやこ。京都。
二 手厚くもてなす。

故泉州以来深く心を皇室に存し、近時の諸侯皆礼を京師一に欠けるに、独り高次は故例を守りて渝ることなく、歳時の儀礼を敦くす。且往年梅公主世を遁れて流落して和州に仕りしを、高次款待特二に厚く、農夫野民に至るまでも之を保護するの心あり。叡旨深く之を嘉せらる。嚮に請ふ所の漬乾は尚方の秘にして、

香瓶蘭は将事及三藩屢之を求めしも敢て許さざりし所なり。されど高次の為めには何をか吝まんとて、其の方劑を併せて定次に附して賜はれり。

寛文二年円照寺女王、上皇の旨を伝へて丁子油を求めらる。高次人を遣はして之を護送して八島に至りて呈せしめたり。当時の文書なりとして、洞津遺聞に録するもの左の如し。

よく念入御礼可申入候

此状つき次第にいそぎノノやまとゑいせ

う寺殿へ参可申入候御ふミくたされ御念

比成仕合誠にかたしけなく殊にけつこう

成御たんしやくたくさんに被召いつミさ
ど兩人にまで被召毎度御心にかけてせら
れ御念比とかく申上かたく忝奉存候久□^(マ)
□^(マ)樽に御座候へ共けつく御むつかしく御
覚し召候はん□^(マ)方からはわさとひかへ
何の御ちそうも不申上候にかやうに度々
御念比御礼は申上かたく候御うけ申上候
恐多候て不申上候御礼に八兵衛参上仕候
何にても御用ぐはとゝのへ申様にと八兵
衛に申付おき候間御心おかれす御申付被
下へく候

一いん様へちやうしの油有合少し上申所

に御うら心よくならせられ候よし議以め
てたく我等仕合別而忝奉存上可申候後申
付あふらとらせ置申候間重而御用に御座
候は、必々ゑんせう寺様より被仰下候様
にと念入可申上候

一伊勢迄使に参候者に限一枚とらせ可申
候□

一御そはのひくに共にも何にて□成事(ママ)は
心おかすに八兵衛まで御中給候へと念入
我等の他御そはのひくに共にもつきい申
候おとこ共にも念入りよく、可申付候
かたしけなく存候通中々ふミにはかゝれ

不申候間いかにもノ御礼口只今申遣候
通念入くわしく御礼可申入候早々参可申
入候

二月廿九日 大かく

八兵衛へ

きつと申遣候

一つまとに御さし御ひくに御所様に見合
ノ、時々何そ御事かき成事御見はから
ひとゝのへ進上可申候少もノ御不自由
に無之様にふたん心掛可申少もゆたん仕
御不自由成横ニ (ママ) かさると可存候左様

に心得可申也つきて御入候衆 ん右之

(ママ)

通我等申候由おもく可申候念入可申候

一志やりひろいし申もの共にいつものこ
とく米遣し可申候

正月廿六日 大かく

五郎右衛門

八兵衛

へ

せんとう様御筆のひし被召殊にいつみに
し被下候よしゑいせういん様のかけゆへ
御ふてなどはいれう申いへの宝に成候と
かくの御礼申上かたく存候よし申 両人

(ママ)

共にいそぎ／＼ゑんせう寺様へ御礼可参
候

一せんとう様御□^(マ)上可申候□^(マ)およひ申ま

しきや此段ハ清右衛門に談合して可申上

□^(マ)

九月卅□^(マ)

大かく

八兵衛

五郎右工門

へ

尚々礼に乗りよく／＼いかにも心得礼

可申候

ゑんせう寺殿よりいろ／＼御心入たる物

相給何共／＼御礼申かたく存候八兵衛礼

に参よく／＼心得御礼可申候いま／＼少
も御志よさいニ不存候へ共いん□^(ママ)しては
一もんの衆とも一ゑんにとりかはせ不仕
子共も其通にいたしい申故自ら志よ才申
候右通ニ候へ共ゑんせう寺殿御事ハ志よ
才ニ不存候間何にても御用候ハ、八兵衛
へ御申付候へと心得て成不と／＼□^(ママ)可
申入候

十月廿一日 大かく

八兵衛へ

一此ちやうしの油ゑんせうし様へ持ち参

可申候やすき御用ニ御さ候てまへに□ふ(マ)
んあり次第上申候少にて候へ共あり合ふ
んミなノ上申候御用ニ御座候は、被仰
付候へとらせて上可申旨念入可申上候か
しく

七月十三日 大かく

にし島八兵衛へ

八せう廿□(マ)キハせう廿

ほうわう様□(マ)候これ□(マ)ゑんせう寺様へ

もち参おそれながら

ほうわう□(マ)申度候くるしからす候は、

ゑんせう寺様御上候て可被召候たゝしい
らさる事とおほしめし候はゝ如何様とも
御さしつ次第に可仕旨可申上候かしく

七月八日

尚々念入もたせ参可申候

大かく

八兵衛へ

高次退隠後、延宝二年四月、上皇より保志
香一盒、散楽仮面二具を賜ふ。円照寺公主旨
を承け、其の侍尼文海、善参をして書を西島
八兵衛に与へて之を伝へしめられたり。高次
が上皇の眷遇を蒙りしこと以上の如し。以て

其の天朝崇敬の念厚かりしを見るべし。

第十一節 退隱及分封

一 官職を辞する。

高次父蔭を以て將軍家光に重んぜられ、其の遺命を以て毛利、立花、加藤部式、丹羽、宗の五人と共に、將軍家綱の賓友として時々召対し、治道を論じ直言を納る。而れとも平生多病にして屢朔望登城の礼を欠き、心自ら安んぜず。齡五十歳を超えて嫡嗣高久既に長ぜるを以て、致仕一して余年を保たんと欲し、万治元年酒井忠清を介して此意を幕閣に伝へしに、幕閣慰諭して曰く、病は須らく摂養すべし、六十歳に達せずして致仕を求むるは早き

に過ぐと。高次深く感激す。寛文元年忠清再び將軍の内意を伝えて曰く、登城せざることに二年に及ぶとも更に意に介すること勿れ。多年江戸に留まりて府下の重鎮たり。人心為めに安し。宜しく随意に撰養し、区々の小事は之を度外に舍くべしと。高次感喜してこれを藩士に伝へしめ、宴を設けてこれを慶せり。而も高次此時既に五十九歳なり。頻りに病みて老倦に堪へず。寛文五年世子高久に托して国務を監せしめ、六年正月に至り辞表を呈せんとせしに、復た又た忠清に抑止せられしが、九年三月遂に志を決し、これを諸士に告げ、

封疆の冊子、賞帖、軍籍其他図書を挙げて高久に附し、やがて辞表を幕閣に呈出す。高次四子あり。長は高久、小字大助、承応三年従四位下に叙し和泉守に任せ、此時齡既に三十二歳なり。次は高通、小字は学助、従五位佐渡守に任せられ、此時齡二十六歳、次は高堅、幼名正次郎、後図書と改む。此時齡二十歳。此他基恒は既に出でて大沢氏に養はれて在らず。末子高政は尚幼なり。高次乃ち家を高久に譲り、五万石を高通に、三千石を高堅に分領せしめんことを請へり。

寛文九年九月廿九日、幕府高次等を召す。

一 非常にかわいがること。

高次三子を帯同して登城すれば、老中等白書院に列席し、井伊掃部頭命を伝へて高次の致仕を許し、高久襲封、高通五万石、高堅三千石分領の事総て請願の如く允可せらる。高通孝順にして父の鍾愛を受け、明暦二年三月齡十三歳にして將軍家綱に謁し、寛文三年知行一万石、五百人扶持、賄料月額五十両を受けて江戸邸に在りしが、こゝに至りて一家を創立し、公認せられたる諸侯と為る。高次命じて藩領伊勢国内六郡に於て四万石、城和に於て一万三百石を分与

分封當時は城和の分のみは蔵米を以て分給せられしが後貞享二年に至り領

村を分譲せりし、藩士中藤堂源助以下二百六十余人を

指名して高通に従属せしむ。高通翌十年正月、
一 「祀典」と同義か。神をまつるための儀式。祭祀の典礼。

一志郡内に於て築壘の許可を得て野辺野に築き、十一年春に至りて成る。即ち久居城なり。後年高堅出で、高通の嗣となるに及びて、其の三千石も亦久居領に併合せり。蓋し高次晩年弟高重の友情を追懐し、其の夭折し後嗣なきを悼み、高通をして其の祀を存せしむと云ふ。事は前節に記する所の如し。其の家に高重の靈牌を伝へて歳時の祀奠^一を営みしは即ち全く事実なりとす。

第十二節 高次の晩年

先代高虎元和五年に於て弟高清の幽屏を宥し、七千石を給して騎將と為し、上野城代に任じて城を守護せしめたり。津城は居城なれば自ら守護して別に城代を設けず。然るに寛永十七年高清没するや。高次は藤堂采女を上野城代に任じ 同時に津城にも城代を置きて、藤堂高刑の子仁右衛門高経を之に任命せり。此時より城代の職制を改め、上野城代は伊賀全国、津城代は伊勢領内の政務を宰し軍務を督するの職権を附与せり 斯くして慶安二年

以来高次江戸邸に淹留して藩国に就かず、領
国の事は城代以下当務の職吏をして之に任せ
しめ 一切の政務定例あるものの外は、細大
となく江戸邸に重議申報し 指揮を俟ちて施
行せしめたり。

一大通院様久しく滞府故勢伊何となく取
締りなく 家中如何はしき様子追々言上
有之 御自筆の御書付仮名にて遊ばされ
早速差登さる いづれも拝読しそれより
両国の頽風ひしと改まりけり 又或時同
じく如何の気味ありけん津より普請奉行
一人御名指にて御呼び下しあり 依て両

一 久しくとどまる。

国の事共さま／＼取調べ重役衆の料簡等も承り談じ下向の処 其段早速申上御目見伺有之段追而召出すべき由御意にて二十日たてとも御沙汰なし 又伺へとも同様の御意にて御打捨てなり 凡そ五十日余りも御沙汰なき故又見合せ伺ひ候へば如何様取紛れ其事延引したり明日参上せしむべしとなり 即ち翌日召出されしに御人払にて御髪抜鏡に向ひ御髪をぬかせられ候て御着座なり 遙に御敷居の外に平伏いたし候処御一目御覧なされ候て一向何とも御意なき故 下よりさへぎり

一言も申上がたく蹲踞し居しが余り長く
斯様に罷在るも如何と少し退き可申気色
すれば 其儘それに居れとの御意にて凡
そ二時間余り無言にて罷在り 扱御用済
みたる間勝手次第帰西すべき旨仰出され
たれば 退きて年寄衆へ御直に御暇下さ
れし段申述るに 久しき御逢ひ□両国の
事も申上其外如何の御用筋にやと尋ぬ
実はか様ノヽにて一向御意御座なく候よ
りは一言も不申候旨答ふ よもや左様に
はあるまじよくノヽ重き御内用故我等へ
も申述へかたき程の事なるべしと疑はれ

一 「そんきよ」と読む。うづくまる。しや
がむ。

色々申訳にこまりたると也 扨歸藩せ

し上も同断にて申訳する程却て意味ある

様にて暫は此の普請奉行迷惑しけると也

夫に付此者何事を申上いかなる御内命

にや其程計り難く 両国共重役始め諸士

一同何とやら心掛りのやうにて自ら一統

凡倍改りたるとぞ (洞津遺聞)

高次の機略は、能く百里の外に座して戦国の

余風尚全く除かざる豪悍の武士を統御し、一

糸も紊れしめず。又能く領国の静謐を維持し

て治績を奏せしこと既記の如く、且其の久し

く江戸に在りて諸藩武士が畏敬の標的となり、

隠然として一方の重鎮たりしことも亦前記の如し。

大通院様御一代は公儀にも重く御頼被思召世間よりも恐ろしき方に奉存候事自然にてありけりとぞ 由井 丸橋が反逆の時 其頃は染井御住居也 兼而御謀略江戸中焼立幼君を捕へ奉らば染井より御人数を出さるべきは必定なり 左候はゞ御途中にて可奉討留とて大通院様御一方を目当に一備手配致しけると也

(洞津遺聞)

然るに当時収公褫奪のこと相次ぎ、強盛の家

は幕府の忌嫉を招くの虞ありて 世相尚頗る
 險悪なりしかば、高次は姻戚酒井雅楽頭の手
 を通じて幕閣に結び 一意將軍の命を奉承し
 て幕府の土木助役には全力を注ぎて忠順を表
 じ、勉めて其の諱忌に触れざらんことを図り
 しも、尚自ら深く韜晦して嫌疑に遠ざかるの
 要ありしかば、晩年には邸宅園囿に豪奢を尽
 くし、奇禽花木に好奇を専にして、只管に功
 名に意なきを示して奇禍を予防するに力めた
 り。万治元年五十八歳にして染井邸を営み移
 る。染井邸は明暦三年御茶水邸焼失の後に、
 郊外に地を撰びて賜はりし所にして、隣近の

—
 「とうかい」と読む。才知・学問などを
 つつみくらまして外に現さないこと。

民地を購ひ、之を拡めて数十万坪に至り、一万千五百五十三両を投じて邸宅園池を造成せし所なり。其の園内の状況は文献の存するものなきも、左記によりて稍之を想像することを得るなり。

東武染井の御下屋敷は広やかなるのみかは名花珍草四時の眺に堪へず 就中映きりしま山紅の大木繁茂して花咲き揃ふ頃は一面に紅を敷き詰めしやと疑ける 種々の紅葉は春秋の眺めも飽かず されば箕浦閑竹が『錦画に似たり御園の紅葉狩』と吟ぜしも宜なり。此の御庭には一丈有余も

あらん石仏或は仙人力士の形　くりから
竜　役の小角其外異体の石作かぞへ難し
石灯笼などにも異形の作ありて尽く大
作也　殊に大なる唐銅の水鉢は朝鮮役に
太祖君御船の下積になして持帰り玉ひし
となん　さしわたし一丈余もあらんとぞ
思はる　水数十荷を入れるべし重さ数百貫
を知らず　：　：　此鉢と一所に持帰り玉ひし
唐金作りの現屏の如き四尺許の器あり
其の細き細工奇妙の物也。凡て此御庭中
にある所の品筆力の及ふへき所にあらず

（九畹堂随筆蘭塵）

藤堂家染井別邸と称するは維新前迄の下
屋敷なりし一部に過ぎざるも 其頃は八
万有余坪の一区画にして其内三万有余坪
は上地を命ぜられ 其の南方に当る約一
万坪の地（今の大和村文化住宅地の一部
と山手線の通する所）夫より現時の別邸
の西方にも数万坪あり 又現今の吉野里
文化住宅地の西北に連なる所是亦数万坪
の地域ありて維新前には練兵場又は演武
場ありたり

此等の広き邸は藤堂家二代の祖が明暦三
丁酉正月常盤橋内なる上屋敷類焼したる

為め湯島の地今の聖堂附近の地を請ひ改築を急ぎしに漸く落成せんとする時湯島方面より出火して再ひ類焼の災厄に遭ひ再度の火災に懲りて郊外の地を物色し遠く品川方面より山手方面を選究し遂に此の染井の地を相して上屋敷と為せり爾後附近の民有地を買収して大邸宅とはなりぬ。この際に東南の地（今の大和村）に約一万坪の地あり完全なる庭園にして紅葉 霧島其他の珍木奇石を集め頗る幽邃掬すべき景色なりしも開放せらるゝことなかりし 此等の庭園も維新の急変

に逼遇して荒廃し珍奇を競ひし樹木奇石
は跡なく 唯十一体の石像と大小数十個
の根府川敷石 十二重の花崗石灯 切手
形五重の石灯 同三重塔 垢離伽羅竜の
纏ひたる石剣 姥ヶ茶屋の老人夫婦と三
孫児の像 古銅の大水盤のみ遺されたり
其の水盤は皇室に献納を願ひ延遼館前
に置から今尚存すと云 十二重の塔 切
手塔は大正震災後三重県津市に送られ
垢離伽羅竜 石剣 石造獅子紐の大香炉
老人夫婦と三孫とは本所区横網邸内に
於て焼失潰滅したり 其他史料の全部も

明暦大正の災厄の為め何の見るべきもの
なきに至りしは遺憾又痛歎に堪へざる所
なり 明治十五年の頃なりし宮内省より
買上らるゝに及び石軀敷石並に神木とも
称すべき二本のイスヒヨンモチともいひ
黄楊代用に櫛となすを現在の
場所に移動移植したるも今は一本となり
ぬ

石軀中主神とも云ふべき鉄拐神を始めと
なし一般を略述して参考となさんとす

一 鉄大神 三坪建瓦葺の堂明治十五年頃築造内に安置

せられ鉄枿堂藤堂家初代家
扶塩田重弦書なる扁額を掲ぐ大

神は高約七尺台石約一尺とも一連の石材

より成る 頭髮は長く背に撫で下けられ
一 「へいげい」と読む。横目で見る。にらむ。

長髯を貯へ着衣し腰に木の葉蓑を纏ひて
二 「たんげい」と読む。推測すること。

二瓢を右腰 一瓢を右肩に担ひ右手は杖

頭を押へ 其の手甲に左肘を支へ左掌を

左頬に当て少しく頭を左方に傾け天の一

方を睥睨するものゝ如く精采燮然として

人を射て端倪すへからす之に対すれば思

はず襟を正さしめんとす 未だ広く参拝

を許 (マ) されさる時代には 当時の家主の

参拝せらるゝのみなりしが 今は絵馬等

を納むる者多し

二、力士 高約三尺許 石の台上に置く

膂力能く鼎を挙げん 軀体豊肥 角触
漠に似たり

三、奪衣婆 高約三尺余 綿帽子を被む
り念珠を持つ坐像なり

四、布袋和尚 高約三尺余 他に見る如
き座像なり

五、文珠獅子に座乗の像 文珠高約三尺
獅子高約二尺にして右手利剣を肩にせ
り

六、大黒 高約二尺余 高一尺の石俵の
上に立つ

七、夷 高約三尺

八、不動立像 高約八尺余 胸部脚部其
他損処あり

九地藏立像一対 高約十二尺 頭部 頸
部其他に欠損を見る

右八、九は安政の震災と年月不明の火災
のため他の石像と異り其の原形を失ひた
るなりと古老は語れり

一〇、役小角 高約五尺余 頭に角帽子
様のものを被り髯を蓄へ 右手に錫杖を
持ち左手に独鈷を握り足駄を穿てり

一一、神木イス 樹根に近く周囲約七尺
樹幅約十六尺 高さ五十尺以上ならん

移植の際樹頭三間余を切除せられたり

一 「せんこく」と読む。金石にほりつけ
る。彫刻する。

樹幹は太からされとも数枝を繁茂せり

一二、灯笼一對 慶応二丙寅の年五月の
奉献にして有志連名の鐫刻あり

一三、手洗鉢 一は文化十三年歳次丙子

初夏とあり 一は慶応元年丑十一月吉辰

とあり

一四、断碑一個 尺余の小碑なり表面に

は年号の処迄欠け 年甲亥二月とのみ見

ゆ 裏面には天明三年癸卯四月十三日得

断碑於此所○○○伊賀侯染井莊園吏黒柳

侘助忠昇○ 而して語中の此所とは何れ

なりしか今考ふる事能はず 蓋し其の碑
の位置屢変化したれば也

他に奉納樹木百本の根府川石の建石あり

（神道染井鉄拐教会調査書）

又深川の別邸にも池ありて船を泛ぶべく 亭
榭ありて七間茶屋と称せしこと史籍に見ゆる
も、固より染井邸の比にはあらざるべし。何
事にも雄大を好める高次は 費用を厭はずし
て大規模なる染井別業を営み、花木 石像を
園中に排置し数奇を礙らして自ら娛み 多く
奇禽、異獣を畜養して娯楽となしたり。承応
三年十一月富士山麓にて大鷲を索め 延宝三
年十一月には將軍より白熊を賜はりしが、こ
は信州の山間に獲しものにして、將軍高次の
動物癖を知りて特に賜ひし所なりと云ふ。斯
かりしかば諸方より珍禽異獣を競ひ献じて、

染井邸内は動物園の観を呈せり。伝へ云ふ、
当時大鷲の大きき人身に齊しきものありて、
犬を籠中に投ずれば攪裂して之を食ふこと、
恰も麻布を拆くが如くなりしと。高次の好奇
は之に止まらずして、甚だ骨董を好み、商人
を召して其の齎し来る物品を室内に陳列せし
め、自ら之を巡覧して意に適するものには、
杖を其の上に加へ、侍臣をして之に白牌を貼
附して置きて買収せしむ。価格の如何は毫も
顧る所にあらず。かゝりしかば費す所鉅万に
して財帑足らず、負債年と共に嵩加せり。高
次は此くして買ひ得たる骨董品を秘借せずし

て、賓客、子弟に散し与へ、其の最愛の物品は遺命して高通に与へしかば、高久相続の時には宝器異玩は一も存せずして、唯許多の債務のみ残れり。高次又金工後藤の困窮を憐み、小柄千本を作りて甲冑人物の図を彫刻せしむ。

其の先づ成りて進めたる五百本を屏風に挿みて小柄屏風と称し、来客之を見て乞ひ求むる者ある毎に 其の数個を抜きて之を与へしかば 後の五百本を進めざる以前に忽ち空しくなりにき。此の小柄は之を藤堂彫と称して好事者間に賞玩せられたりと云ふ。又伊賀国の山中に搜索して陶土を得、陶工十人を雇ひて

水甌、茶器、花瓶の類を作らしめしが、其の質頗る信楽焼に類し、就中白色陶土を以て製せし香炉は南京製磁に似たり。高次は之を知人に贈与し、乞ふ者あれば喜びて之を頒ちしが、世に之を藤堂焼と称して珍重せり。高次の晩年は以上の如く、先代高虎の素朴勤儉と正に相反して、多年の蓄積を浪費し、財政の経営を困難ならしめたり。而も幕府は之が為めに去りて、藤堂氏の家運はこれより不安の虞なきを得るに至れり

大通院様活達大量の英主たりしことは言ふ迄もなく人の知る所也 御用金を遣ひ

捨てらるること糞土の如し 其外後世より
見れば英雄欺人ともいふべき作業あり
こは其の頃世治りて諸侯の国除かるゝも
の頻りにあり危険の世なりければ韜晦の
必要なるより万事心の儘に振舞ひ人世に
意なきを示さんとての事なりしなり

(洞津遺聞
取意)

第十一節 卒去

高次隱退して染井邸に自適すること八年、延宝四年十一月十日の夜突然食傷吐瀉し、通仙院、杉山檢校、余吾庵等を召して治療せしめたれども癒えず、十四日幕使土井兵庫頭来りて病を問ふ。此夜幕府の医師井上玄哲来り診して投薬せしが、十六日午后四時に至りて遂に瞑せり。享年七十六歳なりき。

延宝四年十一月十六日

此の夜明に去る十三日午刻江戸発足の飛脚上着佐渡様河内様より被仰進候は

少将様愈御正気減じ御脈絶申候杉山檢校
針にて少し御正気付申様に有之候へ共御
脈出ふ申就夫最早無詮事に候故御奉書之
御願ふ被仰上候由申来

少将様十三日の夜杉山檢校針仕候後夜明
に蘇生被成人を御呼徳菴御脈窺に余候へ
は誰にて候哉と御意被成徳菴と申上候へ
はよく脈取見候へと御意成程御脈能其後
杉山針仕候へは一両所は好成程御機嫌克
銀の茶碗に粥八分目被召上……

（普請奉行吉武日記）

十七日東叡山法親王法諡を大通院智堂高勝権

大僧都と命ず。此日夫人多羅尾氏落飾して長
松院浄明院と改むと号す。十八日大斂、正寝に殯す。

十九日將軍朽木伊予守を遣して喪を吊せしめ

賻銀三百枚を贈る。二十日夜出棺、東叡山

清水門より入り護国院にて荼毘に附し、二十

二日寒松院先塋の次に葬る。二十三日尊敬法

親王院に臨みて焼香あり。高久藩に在りて高

次の病篤しと聞き、十七日夜三更 津城を発

して急行せしが 十九日荒井の船中に於て訃

に接し、二十三日江戸に着して直に寒松院に

詣れば、祭式将さに半ならんとす、即ち入り

て焼香せり。身延山に墳を設け、法名を三智

院殿円門日融大居士といひ、金五百両を寄附して日牌料とす。蓋し遺命なり。後又遺骨を高野山に瘞む。高次曾て藤堂長兵衛をして高久に伝へしめて曰く、予老病余命幾くもなし、即世の後、仏に佞して冥福を修むること勿れ、是れ汝の孝なり。若し命に背きて流儀に従ひ喪祭に美を尽くさば、予決して享けじと。喪儀は此の遺命に遵ひて之を簡にせしなり。越えて十二月七日玉置之長甚三郎平井三郎高久に告げて曰く、先公致仕の後、臣等に諭して曰く、高山公の時経制法ありて倉廩充ち府庫満ち、之を予に属せしめ給ひしに、予は却て許多の

債案を次代に遺すは慚愧に堪へず。今日以後
再等相謀りて冗費を節約すべし、且予隠退せ
りと雖も、若し国家に急変あらんには、百騎
を將ゐて従軍せんと欲す。再等須く漸を以て
之が備を為すべしと。臣等因りて区画し、数
歳にして五千余両を蓄へたり。今謹みて之が
処分の指揮を請ふと。高久大に感じて其の金
を収む。酒井忠清之を聞き、其の平生豪快磊
々の人にして此の緻密の計画ありしを嘆美せ
り。

第十二節 逸事

高次一代の逸事として伝ふる所多からず。今之を左に録せんとす。宗国史大通公讚に云く。当時の勲眷 諸侯の子孫、万を恃み氣に任じ、妄行浪言して輒もすれば忌諱に触れ、往々にして洪恩に負けり。公磊々の資を以て名を多病に託し、狗馬花石、風流相競ふ。然り而して其の治国に於けるや、民を愛し士を重んじ、本実の政に務め、機密量り難し。外柔にして内勁、善く韜晦に任ふと謂ふべし。又其の正を喪はず。斯を以て独り拱手して富

貴を守るのみならず、時望耆耆に推され、東朝以て宝友と称す、嗚呼公の権の通孰れか其の右に在らんやと。高次に対する古来の評論は大抵此の意味に一致せり。

一東海道日阪入口に御家の樹なりといふ大銀杏あり　これは大通院様御旅行の節其辺饑饉にて餓死多く　御救の思召あれども他領御遠慮ありて此樹御買上被成と云ふ

(洞津遺聞)

一高次人と為り器度宏量、一日郊外に遊び銀杏樹を粥ぐ者を見て其の価を問ふ　答へて曰く一百と　乃ち之に金百両を昇へ命じて

其地に栽う 今尚繁茂す 小島氏
話原註

(備考) こは野史に載する所 前項と対照

して訛伝なるを察すべし

一 根府川山は箱根山のつゞき禰ふ川石出る所
也 大通院様御庭石御用の為め一山御買上
にて其所後世も留山にをりてありと云ふ

(洞津遺聞)

一 寛永十四年島原の賊起る。松平信綱 戸田

一 西往きて之を討つ 且高次に命ずらく賊
猶平がざらば則ち赴き伐てと 高次乃ち諸
士を誠めて命を候たしむ 更に軍旅資用を
設けず 諸老或は怪しみ問ふ 高次曰く善

しと猶未た備へず 強ひて問へば対へて曰
く 再等問ふこと再三なり 試に吾意を露
さん 初め板倉内膳 石谷十蔵命を受けて
発し 信綱 一西復発するも未た賊を屠る
を聞かず 是の故に我れ如し赴かば則ち自
ら先鋒に列し 高久次軍となり 高通後軍
となり 軍制に率はずして賊巢に偏ること
里余 腰厨を喫し賊に対して戦死せんと欲
す 是れ我が謀る所 其他は軍令を庸ひず

二川隨筆
○原註

(野史)

一大通院御代哥仙腹三十六人とも
六人ともいふとて御小姓切腹

被仰付たり 其の頃は諸家とも渡小姓を召

抱えし時代にて是等の徒寵を争ひてか又は如何の原因にてか主君を害し奉るべしと内々覺を結びしが 其中に何某といふ家中の子最初より同意を装ひ、手詰の時訴ふる覺悟にて 若し其の以前に発覺して悪名を蒙ることあらば遺憾なればとて 死後に其の本意を明にする為め 偽りて一味せし次第を細に認め之を懷中して徒党に加担せしなるが 逆謀愈熟して將に事を発せんとするに際し密に公に告げしに 公は既に之を知り居られたる様子なり 公の明察凡人にあらずと人皆聞き伝へて讚歎せり 彼の徒党

は斯くて尽く刑に服して自殺したるが 此
事の前 城北愛宕権現あらたなる示現あり
て危難を遁れさせ給ふ故格別御崇敬他に異
なり 又此の刑罰後折々怪異の事ありしよ
り 正、五、九月御在国御在府とも御居間
にて大盤若執行悪霊を禳ふことありて後代
迄も継続せり (洞津遺聞取意)

一 田中源兵衛は元平士なりしが才氣拔群なれ
ば大通院様段々御取立にて御家老にまで昇
進せり 御用人役など勤めし時の事なるべ
し或時御手許金百両下されしに源兵衛思ふ
様此の百金を給ふこと思召あるべしとて

其の翌日供廻り美々しく逞しき馬に乗りて
芝の馬喰某が家に至り申すやう其方に江戸
一といふ馬ありと聞く 我等陪臣の身分故
其の馬を望みたりとて代金の協談成りがた
かるべし 然るに昨日凶らず主人より金百
両を賜はりしも別に遣ひ様なし 兼て馬は
最も好む所なれば存じ付きて参りたり あ
はれ此の百両に我馬を添へて差遣すべけれ
ば其方の江戸一を我等に与へよとなり 馬
喰つく／＼聞きて 百両などにて手放すべ
き馬にはなけれど貴下の御申入れは気味よ
く感ずるにより仰の通江戸一を差上ぐべし

とて引出す 源兵衛大に喜び鞍置かせて歸り素知らぬ顔して過ぎたり 其後数日過ぎて御客あり 江戸一の馬御家来田中源兵衛とかや手に入れしと承る 定めて御覽ありたるべしと語り出でられ 大通院そは少しも存知せざる由答へて次の間に伺候せる源兵衛に如何にと尋らる 源兵衛手に入れたる旨を申せば 直に引き出して御客に見せ奉れとありて命の如くす 是れより江戸一の名馬藤堂が家来の手に歸せりと江戸中の評判となり大通院甚御機嫌の体にて源兵衛愈用ひられて遂に家老に昇進せり 後年了

義院より所望なれば源兵衛を若殿附とせられしが 大通公は如何なる見所ありけん 始終は召仕ひ得まじと言はれたり 果して後年に至りて捨置かれかたき罪ありて 囚となして網乗物にて藩へ遣はされ若原無動

一郎右
エ門道中護衛として附添ひ 宿々にて源兵

衛を乗物より出し 扱いふ様貴殿程の人遁げも走りも為まじ 長途乗物にては究屈なるべし 夜中心の儘に眠られ候へとなり

源兵衛答へて曰く馴染とて懇の介抱感謝の至りにこそ 御咎蒙る上は覚悟し居れば未練の振舞すへき様なし 少しも氣遣無用な

りとして 兩人枕を駢べて夜々高齣にて臥し
たり 日数積りて伊州に着し源兵衛は切腹
仰付られたりとぞ
(同前取意)

一藤堂和泉守三代或時さる浪人より刀を買ひ求
めらる 備前貞宗の由にて金子百両に買受
け 是は安きものなり掘出したりとて大に
悦ばれける 父大学頭之を聞きて和泉守に
対し申されけるは 其許は掘出しを召され
たる由重々也とありければ さればにて候
正真の貞宗にて候と申されたり 大学頭其
の刀は何れの屋敷にて何処より掘出された
るにや井戸にても掘るに付堀り出し候かと

尋ねに 否とよ左様にてはなく直段高きもの
を下直に求め申すを世上に堀出物と申す
と答へられければ 大学頭高直なる物を下
直に調へ堀出しとて悦ぶは商人の事なり
御身は大名なり 何とて左様の卑しき事を
いふぞ 売りたる浪人は其の一腰にて露命
を繋ぐにやあらん 早々価を相応にして調
へらるべしと以ての外に怒り給ふ 和泉守
如何にも尤の仰なりとて浪人へ相応に金子
を増し遣はされしと也（近代公実嚴秘録）

一 土井遠江守利隆の小姓多賀友助、同僚山田

才次を斬りて逃れ竜口屋敷に來りて沢田甚

左衛門に頼る　土井家の執事山中又右衛門
来りて尋ぬれどもよき程の挨拶して渡さず

大通院之を聞きて其の友助は多賀越中の
族類ならざるか取調べよとありければ　甚
左衛門及粟屋勝右衛門等友助に尋ぬるに果
して然り　其の父久左衛門播州立野に在り
て沢田平太夫の姻戚たること疑ひなし　大
通院命じて長持四棹を持ち出さしめ　其中
に友助を隠して調度品を運ぶ体にして昌泉
院に送りかくまはんとするに　友助いふ
土井家の法に人を殺して寺に隠るゝを卑怯
として賤しめは　御恩は感泣すれど寺に送

ることは御免蒙りたしとて 其の夜駿河台
の内藤伝左衛門が宅に潜行したり 平太夫
より 密に立野に通報し久左衛門の一族を
して来りて友助を迎へ取らしめたり 斯く
て数年の後京極家にて友助を召抱えんとせ
しも友助肯ぜずして丹波に奔りやがて沢田
平太夫が采地に来り十郎左衛門と改称して
住みしが 其の心は何卒して大通院に仕へ
て恩を報ぜんと欲せしなり 公は山田才次
が族類の十郎左衛門を仇と狙ふものなきか
を取調べしめたるに一人も存するものなか
りしかは和泉守高久に申して召抱えしめ禄

若干を給して挟馬隊士と為したりき 後ち
十郎左衛門病に罹りて危篤なりける時同僚
より養子を勧めたるに 十郎左衛門首を掉
りて否とよ我等は御恩奉謝の為め召仕はれ
たるに此命御用にも立たず病死するこそ心
外なれ 死後の相続など思ひも寄らすとて
承知せず やがて瞑目しければ四天王寺に
葬りけり
（宗国遺事録取意）

一 一日瓶樽を売らんと請ふ者あり 公玩弄之
に久しくして指樽口に入りて出づるを得ず
左右をして直を問はしむ 賈紙門を隔て
て之を聞き請へらく是れ奇貨居くべしと

乃ち漫に答へて曰く箇の樽三万金　公減じて二万となさしむ　賈確く執りて三万を欲す　往復の間指忽ち出づ　公急に曰く樽悪しきこと斯の如きは十金と雖も欲せずと

賈慚悔して退く　（宗国史遺事録）

一公一日某侯の邸に至り一堂に入る扁を掛けて曰く主信大楽と　坐客嘆賞して措かず

公独り笑うて曰く箇の四字殆んど時相の者を注挂するが如しと　主人怪しみて故を問ふ　公曰く井上主計　永井信濃　土

井大炊　酒井雅楽　豈今の相の名にあらず

やと　哄然大笑す　（同前）

一青地市兵衛の僕病臥して半夜に火を発し

厩馬を放ち逃れ去る 捕へて鞫問すれば病
臥中に灯火より延焼して家屋に及べりとい
ふ 大通公之を聞きてさらば何とて馬をば
放ち身も逃竄したるにや 不埒の奴なり斬
に処して他の戒めとすべしと令し十三日を
行刑の日と定めたるに 昌泉院の僧意見書
を呈出し 十三、十四両日とも日柄宜しか
らす 行刑は差控ありて至当と考ふ 兎も
角此月中は刑を見合はされたしと申す 大
通院これを見て怒り 十三日に中屋敷の厩
屋の前にて斬首せしめたる上 昌泉院に向

つて 先代以来行刑に日を択びしこと絶えて無し 是れ即ち当家の家風なり 汝出家の身として政治の何たるを知らずして無用の差出口を叩くこと奇怪なり 今後再び個性の事をなさば当家への出入は差止むべしとありければ 主僧惶懼し誓書を呈して罪を謝せりとぞ
(宗国史)

一 明暦三年正月十八日十九日江戸大火 万石以上の列侯の邸第焼亡すること百六十一区
街市四百条 長さ二十二里八丁 死者十万余人……高次上謁して安を問はんと欲し白羅紗の袍を着け桃花馬に騎し 中邸を

発して常盤橋に至れば東都て石谷将監に遇
ふ 石谷の曰く内郭既に灰と為り將軍出で
て避く 今執事燼を踏みて之に詣るも亦何
の益あらん 宜しく貴邸に帰りて便宜を俟
つべしと 公曰く変な愴悴に起る 不佞官
家が特に諸侯に幹あらんとするを思ひ、且
く此に屯して以て指揮を俟たんのみと 石
谷曰く火滅せば下官当さに執政に見えて具
さに執事の忠志を言ふべし 且帰りて命を
邸中に待つも亦未だ遅からずと 斯ニ於て
公馬首を回らして柳原に帰り 令を下して
曰く方に緩急の警あり將軍睡眠するを得ず

と 鶏鳴に忽ち説を伝ふ 上移りて西郭に
在りと 公即時邸を発して之に赴く 街上
橋は断ち路は難なり 辰牌に及んで僅に西
郭に至り上謁す 諸侯未だ公より先ずる者
あらず 時に諸牧邸の救火隊伍未だ収まら
ず 歩騎は器械を持し東西に馳逐し都下騒
然たり 公の朝服肅清にして輿衛平日に異
なるなきを見るに及んで人情始めて定まる
既にして帰邸し将士を諭して曰く 這箇
時節物議輒もすれば兵馬に渉る 我が邸中
宜しく此等の説話あるべからずと。又火の
未だ消えざる前に在りて 公命じて錦緞の

被褥を製し 翌朝之を西郭に献ず 優旨ありて曰く 聞く諸侯の邸宅亦多く焼亡すと寡人甚だ之を恤み 其の献ずる所皆受けずと 又曰く時に公同盟姻戚及び識る所の士庶火に遇ふ者を檢して咸な恤遺すと云ふ

(宗国史)

一延宝三年五月二十二日伊藩民皇太神宮神符を献ず 采女等言す 頻年天災 並境禍に罹り 隣国の民凍餒離散す 但伊賀は仁沢を蒙り凶年饑歳と雖も死亡を免る 今年偶麦大に熟し洲民社を結び渡会皇廟に上賽し 両君の寿を祈り 以て万一に報いんと欲

し因て此の献ありと云

(宗国史)

一自書の五箴一に驕慢二に貪欲三に偏頗四に
懈怠五に沽息 伊勢伊賀の家老に示して共
に服膺せんことを諭す 家老の請書あり次
の如し

御自筆の御覚書小森少右衛門致持参畏項
戴仕候

一がまんおごり 一よく 一ひいきのきた
一急こ 一ゆだん

此五ヶ条おこなひなされす候間私共もふ
だん此旨可存旨畏奉存候此旨令披露所仰
候恐々謹言

十一月十四日（寛文二年）少介

安左衛門

仁右衛門

第十三節 遺訓

高次は既説の如く文字に親しまざりしも、世態人情の機微に通し、統御治民の要諦を自得し、嫌疑多き時代に処して敢て佞媚逢迎をのみ事とせず、而も巧みに危険を避けて居然として国守大名の威厳と面目を輝かしつゝ、七十六歳の長寿を保ち、息男二人は封土を分領し、一人は高家大沢氏を相続し、息女四人は諸侯の家に嫁し、一人は高田本山の裏方となり、家運安泰、子孫繁昌の幸福なる一生を過ごせり、蓋し高次は活達豪邁の人なりしも、

唯単に活達豪邁なるにあらずして、其の内面は慎密の思慮と縦横の機略とを有し、因りて以て斯くの如き幸運を開拓するに至れり。是等の内情を詳細に伝ふる記録は存せすと雖も、大通院様御書若くは御条目と題して、藩士諸家に伝写保存せし遺訓四部ありて、稍高次独得の処世哲学の一斑を窺ふべし。こは旧藩時代に於ては高虎の遺訓と併せ存して、藩士間には頗る尊崇せられしものながら、伝写の間に魯魚の誤を生じ、二三本を対照するも尚通し難き個所あり。茲に疑しきを存して其儘に掲ぐ。

慰書之覚

一 御奉公之道是は不及申事

一 惣而人と申合候事仮初にも違申まじく候事

一 奉公人肝煎候て出し候事一代仕間敷候事に

より能中も悪敷なるものに候事

一 万事新敷めつらしき仕置仕間敷候悪事は少

宛自然に能仕候がよく候ものことめづらし

く仕候へば万人の騒のもとひにて候事

一 我身さへ正路に仕候へはそれノ見なし仮

初にも人にうらみたて申まじく候心にもか

け申まじき事

一 臣下の申事聞入不申ハ主人の不器用なる事

に候かく申とてあまり聞入すぎ候へは又あ
しき物に候左様の処分別肝要に候

一大勢めしつかひ申ものは先づ慈悲の心を専
といたし申候事肝要にて候是もすぎ候へば
あしく候也

一陣普請の道は聞及中に格別たるへく候其外
の儀は人より万事ひかへ可申候

一かりそめにも志わき事仕ましく候事

一傍輩にも召仕候者にも我心によきと存候も
のは何事もよく見へ申我にあしき者は悪敷
見へ中物に候左様の所よく分別して見分候

事肝要候事

一 芸の道若き内に覚申候が能く候一色とすぐれてすき上手の名を取ほどになり候事無用に候事

一 氣随になり不申候様に不断心掛可申候朝夕我身をかへり見考へ候へは合点乗るものに候事

一 物事今日申出候はんと存候事は三日も四も延候て能候其内に又分別替る事も候殊に曲事などに申付候儀は弥のぼし申候がよく候仮初にもとうさくに埒明だてかたく無用に候

一 勝負事いつれの道にも仕間敷候主人すき候

へは下は猶以仕るものに候事

一 召仕候者忠不忠見分申事肝要に候万事吟味
つよくせんさくを遂候へは後悔なきものに
候事

一世間にて能人と申衆褒め候人は是能と存候
てならぬ迄も似せ可申候又いか程ほめ申候
共ほめ手の悪敷ハ能と存間敷候悪もの
目には能かあしく見ゆるものにて候事

一人に褒られ度と存間敷候不断悪敷申されぬ
様に心掛肝要に候事

一 万事に付我等をよきと存候て少しも似せ申
間敷候父の事二候へは若似せ候はんかと気

つかひに候事

一 依怙なる心少しも持申間敷候物毎に依怙候
へは諸人の恨を受け其上法度もたゝぬ物二
候いへれと申ながら此義第一嗜み肝要に候
右条々思ひより候て如此候我等事文無之其
上無筆に候へは心は右申通に候得共文言あ
しく他人見申候へはおかしく可存候へ共書
出候也

承応二年七月一日大学

大助殿

学助殿

一我日に身を三度かへり見るに人の徳に入あらんやと昔より申伝けにもなりよく心得べし

一軍に手柄すれは不及申志ものなと能仕たるは同然なり

一喧嘩の手柄是は腹立の上の事なれば主人親への忠と不被申候其主を尋もとめて抱ひはいかゞ

一たゞ人は死するとおもふ事朝夕心に怠らすは欲の心なきものなり

一人の身上能とて羨むへからず悪とてそしる事勿れ

一 一概に道に心うつせは必ず身の果なり

一 むさと主人に物を取くれたがるは為にはならず民百姓の痛むを知らぬ故也

一 身を深く思ふ者は心をゆるし近付不申かよし

一 仮初にも偽申ハ侍とは申かたしうそつきは必ず臆病者也

一 用に立つものは義理を存し道の正しき物なり

一 能事も分に過ぎたるはあしく（不明）過候へは欠ること多し

一 金銀を集めほしかる迄は欲にあらず入らざ

る事にさし出肝を煎りはしり廻る是大なる
よく

一悪事は油断より出るものなれば昼夜油断に
ては諸道成就すへからず

一婦妻も心許すなと申置し事尤也

一天地一体に心をなして見よ悪事はある間敷
也

焼けは灰埋めは土となり行けと

迷ふ心はのこるなりけり

つれ／＼の儘是を書く一笑とと

正月十八日

可召仕者心得

一 慈悲の心第一也

一 依怙偽なく遠慮

一 欲を離れ扱物事に變し易き事女にも劣る人も
也

一 如何程氣に入りたる者にてても近付不断咄の
相手に不仕物也左様候へは心易たて出で又
不足も出来申もの也談合などは格別の事

一 法度等背き候者はいか程おしく存候者にて
も急度罪科に申付吉

一 忠不忠を能見分る儀専也

一 心立見知る事肝要也

一 ちやう／＼しき事大悪也

一 最遠なる者善悪可存事肝要也

一 我利根才覚知恵ありと心得人を嘲る事是身を果すへきすいさう也

一 昔より古人の申置しにも忠を忘れ忠を忘るゝなど申事よく心得あるへき事

寅正月廿一日 大学頭

慶安四年十二月廿七日被仰出御自筆写

一家中の者共大小によらず恨み受申様に仕るましく候此儀朝夕心にかけて可申候傍輩にうらみ候へは其の者に恨み申候事は得不申候

てその恨み必主人に出る物に候間万民に恨
みうけ不申様に万事心得可仕候事

一よくの道すきと離れ可申候此欲一色にて主
人にも恨み出来傍輩の間もあしく成又親と
子の間も欲の道ならでは悪しくなり不申物
に候これが人間の一つ捨てかたき事に候此
道さへ捨て申候は、人の恨み又中あしき事
も候ましく候右××せんにたしなみ可申候

事

一我等ほとよく心に離れたるものは日本に二
人とはあるまじくと存候但し身の上の事は
嘗て覚えぬ物にて候へは個様に申出候上は

以来少しの義にても欲かましき事候は、其
度々に可申上候如何様に申聞せ候共日本国
大小の神祇六十余州の神罰被り可申法も候
へは少しも心に掛け申間敷候間何時も目に
かゝり候は、可申上候事

一何も如存候我等は病者に候へは幾久しく末
をかけ申にては無之候大助学助為と存し久
兵衛へも申入遣し候

右之通二万事心得可申候我等心如比に候上
は上を学ふ下々の心得肝要に候此書付尤と
存し候は、伊賀伊勢の年寄共奉行共にも見
せ可申候也

十二月廿七日 大学頭

監物

兵右衛門へ

久兵衛

○

一 一ゑこ成儀うのけ不ども仕まじく候我等さへ
身によこめ付候てゑこの義たしなみ候うへ
ハいつれも如此候度々不及申候へ共ねんの
ため申事に候

一 一國中かしかりなどの事ぶさたに無之やうに
可申付候ぶさた成者候へばかしかり無之候
て國中のつまりに候左様に心得可申候也

八月十一日 大学頭

万事にちらやゆ

仁右衛門

采女

だん候まじく候

新左衛門

やす右衛門

藤左衛門

五郎右衛門

						成陽御	皇天	
三	二	一〇	九	八	七	六長慶	号年	
				康家			軍将	
	江戸に移る。			三歳世子と為る。徳川家康に伏見邸に謁す。宝刀を賜ふ。		閏十一月十一日板島城中に生る。(一説云生于大坂城中蓋非也)		高次年譜

	尾水御							
二	和元	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三
十六歳元服、正月十九日叙従五位下大学助に任せらる。七月酒井雅楽頭（忠世）の女を娶る。								

二	永寛	九	八	七	六	五	四	三
		光家						
前將軍秀忠竜口邸に臨む。宝刀を賜ふ。將軍家光次ぎて臨邸、又宝刀を賜ふ。		將軍秀忠に従うて京師に入る		將軍秀忠入朝ニ付父と共に従うて京師に入る。			始めて藩に入る。將軍佩刀及馬を賜ふ。伊賀二万石の地を父に受く	

				正明				
二	一〇	九	八	七	六	五	四	三
<p>正月勅使東下高次接待の事を管す。六月西帰尋ぎて入京。閏七月従四位下に叙し侍従兼大学頭に任ず、上皇宝刀を賜ひ、將軍改めて封冊を授く。八月帰藩、十二月東覲。</p>	<p>正月幕府の賓友と為る。</p>	<p>正月八幡祠を建つ。三月西帰。秋東覲。十一月將士兵賦の制を定む十二月竜口邸焼失し柳原の邸に移る</p>	<p>正月東叡山東照宮の回廊堦垣を造る。四月弟高重没す。</p>	<p>七月高虎眼疾甚だしく事を視る能はず。命を承けて國務を監す。十月五日高虎薨去、同二十七日幕命を受けて紹封。時に齡二十八歳</p>				<p>入藩、將軍家光に従うて京師に入る。</p>

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二
十一月儀物を進奉して御即位を賀す。	伊賀饑う。米を給して之を賑す。九月邸内の大石を幕府に献ず	四月東觀。秋登らず。十月儉政を行ふ。	八月將軍に従うて日光山に詣づ是月出雲高清没す。九月西歸	五月東觀。是月上野東照宮の壇垣を造る。八月江戸城火く。九月修城助役	正月大助高久生る。七月西歸	夏伊賀菅神廟を修む。秋天草の賊起り兵馬を撿す。	十月東觀。十一月韓使を送迎す。	正月江戸城を助修す。七月西歸。十一月高吉今治城を退き来る因て名張寨に居守せしむ。十二月伊賀上野城に入る。

								明光後
応承	四	三	二	安慶	四	三	二	保正
	綱家							
<p>二月九日大風雨領内河川堤防多く決壊す。日光大猷廟助工。夏大旱。九月深川別荘を営む。十一月三宅道乙京都に帰り去る十二月臘儀進献。</p>	<p>三月津藩士内海六郎左衛門、沢田某の槍術を將軍の觀覽に供す。四月上野東叡山に銅灯笼吊灯笼を献す。十二月水野邸失火我邸の一部類焼高次自ら火を防ぐ</p>	<p>四月日光廟に詣つ。五月岩田橋を修む。八月洪水伊勢領内損害多し。十二月臘儀進献。</p>	<p>三月東觀。六月江戸大地震。十二月臘儀進献。</p>	<p>三月西歸。中山道を経て伊賀に入り政を聴く。七月津城に歸る。九月生母長氏没す</p>	<p>六月伊賀郡山畑二村を開墾す。</p>	<p>二月東觀。</p>	<p>正月高久を嫡嗣とす。四月高虎の遺像を日光廟に配す。七月西歸。九月伊賀川の堤を築く。</p>	

						院西後		
文寛		二	治万	三	二	曆明	三	二
正月禁中、仙洞、新院、女院炎上、使を遣して大災を吊す、七月幕府耶蘇教徒を檢察するがために五人組の励行を命ず。十二月臘儀進献	八月高久觀馬邸を創設す。是月賀勢大風稼を傷ふ。十一月飢民に食米を給し又金を領内富民に借りて藩士に賑す。富豪の出金三千四百両。十二月臘儀進献	十一月鶴を仙洞御所に献ず。	正月院使園池中納言院旨を伝へて古筆歌箋尚方名香を賜ふ。二月世子高久に三万石を給す。江戸大火我中邸半焼。世子始めて藩に入る。九月染井邸に徙る。高次慶安二年以来西帰せず、染井邸を営み前後一万千五百五十三両を糜す	正月儉政を行ふ。江戸大火牙城焼失、我上邸焼亡す	十二月戸木、野部、小森三村の開墾を允許す。	八月城州領村邊原以下四村を大和式上郡七ヶ村に交換。大風雨。	六月手書を藩吏に与へて堤防を修め水災に備へしむ。藩吏に救荒方策を諮詢す。九月天皇崩御二付使を遣し大喪を吊す。十一月伊賀小墾田野を開墾す。梅公主和州領内に来り住む。十二月臘儀進献。	五月日光に詣づ。七月大庄屋の八朔の賀の為に江戸に至るを禁す。

							元靈	
一〇	九	八		六	五	四	三	二
	二月頼母子講を禁す。九月高次致仕、高久紹封、高通に五万石を割きて分封、高堅に三千石を給す	七月藩士及領民の節儉を命ず。十二月臘儀進献。此歳世子高久命を請ひて津府官衙の郭門を造る。	五月沿海巡察使安濃一志を過ぎて藤原に赴く。十二月臘儀進献	二月幕府犬を殺すことを禁す。七月伊勢大風雨。十一月幕令造酒を減ぜしむ。十二月臘儀進献。左近衛権少将に任せらる。	四月幕府陪臣の質子を還す。八月世子高久に国政を監せしむ。十二月臘儀進献	十二月臘儀進献	正月国老等出府し財務経理方案を協議す。罹災市民に銀千枚を給す。藩士分掛六分一を徴して復旧費に供す。四月天皇御即位を奉賀す。十二月臘儀進献	四月朔ヨリ六日迄地震六十回津城破壊し牆垣破壊多し。使を遣し禁裡の震災を吊ひ天機を奉伺す。五月助免法を定めて歳税額を更定し田租の不公平を除く。六月大雨溢水損害多し。七月円照寺宮太上皇の旨を伝へて丁子油を索めらる。十二月十六日夜津丸之内失火牙城焼失、市内の大火となり七百三十八戸を焼失す。

四	三	二	宝延	二	二
十一月十一日疾作り十六日薨去。二十二日上野寒松院に葬る。					